

令和6年7月26日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

再処理工場に関する報告について

日本原燃（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○再処理工場

- ・定期検査計画書

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 奥野 直子	
電話 番号	(内線)	6 4 8 7
	(直通)	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監	危機管理局 次長 佐藤 広之	

定期検査計画書

2024 再品発第 21 号
令和 6 年 7 月 26 日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
神 正志 殿

日本原燃株式会社
専務執行役員
再処理事業部長
宮越 裕久

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第 11 条第 1 項の規定に基づく細則第 6 条第 1 項の定期検査の実施計画について別紙のとおり報告します。

六ヶ所再処理工場 定期検査実施計画

1. 実施予定期間

令和6年7月29日 ～ 令和7年3月31日

2. 工程表

年月	令和6年			令和7年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全体工程		■		

3. 検査項目

検査項目	検査内容
核燃料物質の臨界防止に係る検査	核燃料物質の臨界防止に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
材料及び構造に係る検査	安全上重要な施設等の系統に漏えいがないことが維持されていることを確認する。
搬送設備に係る検査	搬送設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
使用済燃料の貯蔵施設等に係る検査	使用済燃料の崩壊熱除去機能が維持されていることを確認する。
計測制御系統施設に係る検査	計測制御系統施設に係る所定の機能が維持されていることを確認する。

検査項目	検査内容
放射線管理施設に係る検査	放射線管理施設に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
廃棄施設に係る検査	気体状の放射性廃棄物が排気口以外の箇所より排出されていないことが維持されていることを確認する。
換気設備に係る検査	換気設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
保安電源設備に係る検査	保安電源設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。